3 手当・年金

(1) 心身障害者福祉手当(区の制度)

- - ①身体障害者手帳 1・2級
 - ②愛の手帳1~3度
 - ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症
 - ④身体障害者手帳3級
 - ⑤愛の手帳4度
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳 1級

(支給制限)

次のいずれかにあたる方は、受給できません。

- ①施設に入所している方
- ②保護者が、児童育成手当(障害手当)を受給している場合の、対象と なる障害児
- ③本人または扶養義務者の所得が、別表 5 (168 ページ) の基準額を 超える方
- ④難病患者福祉手当を受給中の方

●手当額

対象	金額
●対象の④~⑥の方●対象の①~③の方で、おとしより介護応援手当を受給している方	10,200円
●対象の①~③の方で、おとしより応援介護手当を受給していない方	15,500円

- ●**支給方法** 4月・8月・12月の末日までに障害のある方本人の預金口座に前月ま での4カ月分を振り込みます。
- ●申請方法 次のものを持参してください。
 - ①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - ②障害者手帳をお持ちの方の口座番号がわかるもの(預金通帳など)
 - ③マイナンバーを証明する書類(本人が 20 歳未満の場合は、扶養義務者のマイナンバーを証明する書類も必要です)
 - ※上記以外の書類が必要な場合があります。

問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(2) 難病患者福祉手当 (区の制度)

※ただし、次のいずれかにあたる方は受給できません。

①心身障害者福祉手当受給者



- ②おとしより介護応援手当受給者
- ③保護者が、児童育成手当(障害手当)を受給している場合の、対象とな る障害児
- ④区の定める施設に入所している方
- ⑤本人または扶養義務者の所得が、別表 5(168ページ)の基準額以上 の方
- ●**手 当 額** 月 15,500 円
- **▶支給方法** 4月・8月・12月の末日までに受給者の預金□座に前月までの4カ月分 を振り込みます。
- **申請方法** 次のものを持参してください。
 - ①東京都から交付を受けた医療受給者証(申請中の方は、医療費助成申請 時の申請書の写し)
 - ②請求者の口座番号がわかるもの(預金通帳など)
 - ③区外から転入された方は、前住地の住民税課税証明書(所得額および控 除対象額が記載されたもの)
 - ④マイナンバーを証明する書類(本人が 20 歳未満の場合は、扶養義務者 のマイナンバーを証明する書類も必要です)

問合わせ

中央区保健所 健康推進課 予防係

電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554

日本橋保健センター 健康係

電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503

月島保健センター 健康係

電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

じゅうどしんしんしょうがいしゃてあて (3) 重度心身障害者手当(都の制度)

- **客** 心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護を必要とする方に支給する 手当です。
- たいしょ **対** 象 申請時 65 歳未満で、次のいずれかの障害のある方
 - ①重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度 の著しい精神症状を有する方。
 - ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方。
 - ③重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、 座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方。
 - ※障害者手帳を取得していなくても申請可

(支給制限)

次のいずれかにあたる方は、受給できません。

- ①施設に入所している方
- ②病院・診療所に3カ月を超えて入院している方
- ③本人または扶養義務者の所得が、別表 5(168ページ)の基準額を超 える方
- ●**手 当 額** 月 60,000 円
- **●支給方法** 東京都が毎月、障害のある方本人の預金□座に振り込みます。
- ●申請方法 次のものを持参してください。
 - ①身体障害者手帳または愛の手帳(お持ちの方)
 - (2) 臼繿



- ③マイナンバーを証明する書類(本人が20歳未満の場合は、扶養義務者のマイナンバーを証明する書類も必要です。)
- ※上記以外の書類が必要な場合があります。
- ※申請後、東京都心身障害者福祉センターの診断を受けていただき、後日、 東京都が受給資格の有無を決定します。

問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(4)特別障害者手当(国の制度)

- ●内 図 20 歳以上で精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給する手当です。
- ★ 20歳以上で、おおむね次の①~③程度の障害を有する方。
 - ①身体障害者手帳1・2級
 - ②愛の手帳1・2度
 - ③ ①・②と同等の疾病・精神障害
 - ※上記は資格に該当する障害の目安です。診断書の判定により、却下となる場合があります。
 - ※障害者手帳を取得していなくても申請可

(**支給制限**) 次のいずれかにあたる方は、受給できません。

- ①施設に入所している方
- ②病院・診療所に3カ月を超えて入院している方
- ③本人または扶養義務者等の所得が別表 5 (168 ページ) の基準額以上の方 (所得基準額以上となった場合は、認定されている方も手当の支給が停止となります)
- ●手*当*額 月 27,980円 (令和 5 年 4 月 1 日時点)
- ●支給方法 2月・5月・8月・11月の10日までに障害のある方本人の預金□座に、 前月までの3カ月分を振り込みます。
- ●**申請方法** 次のものを持参してください。
 - ①身体障害者手帳または愛の手帳(お持ちの方)
 - ②所定の診断書(障害者福祉課にあります)
 - ③障害者手帳をお持ちの方の口座番号がわかるもの(預金通帳など)
 - ④年金証書(お持ちの方)
 - ⑤マイナンバーを証明する書類
 - ※上記以外の書類が必要な場合があります。

といあ 問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



しょうがいじふくしてあて くに せいど (5) 障害児福祉手当 (国の制度)

- ●内 客 20 歳未満で精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において 常時の介護を必要とする方に支給する手当です。
- 対
 - ①身体障害者手帳1・2級
 - ②愛の手帳1・2度
 - ③ ①・②と同等の疾病、精神障害
 - ※上記は資格に該当する障害の目安です。診断書の判定により、却下とな る場合があります。
 - ※障害者手帳を取得していなくても申請可

次のいずれかにあたる方は、受給できません。 (支給制限)

- ①施設に入所している方
- ②障害を理由とする公的年金を受けている方
- ③本人または扶養義務者等の所得が別表 5(168 ページ)の基準額以 上の方(所得基準額以上となった場合は、認定されている方も手当の 支給が停止となります。)
- ●手[®]当[®]額 月 15,220 円 (令和 5 年 4 月 1 日時点)
- **▶支給方法** 2月・5月・8月・11月の 10 日までに障害のある方本人の預金口座に、 前月までの3カ月分を振り込みます。
- **▶申請方法** 次のものを持参してください。
 - ①身体障害者手帳または愛の手帳(お持ちの方)
 - ②所定の診断書(用紙は障害者福祉課にあります)
 - ③障害者手帳をお持ちの方の口座番号がわかるもの(預金通帳など)
 - ④本人および扶養義務者のマイナンバーを証明する書類
 - ⑤戸籍謄本(必要な場合のみ)
 - ※上記以外の書類が必要な場合があります。

問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

とくべつじどうふようてあて (6)特別児童扶養手当(国の制度)

- 精神または身体に障害がある 20 歳未満の児童を監護する父母または養育 している方に支給する手当です。
- **●対**いし、 次のいずれかにあたる 20 歳未満の児童を監護する父母または養育者
 - ①身体障害者手帳 1 ~ 3 級程度の児童(下肢障害については4 級の一部を 含む)
 - ②愛の手帳1~3度程度の児童
 - ③精神障害または内部障害により、日常生活に著しい制限を受ける状態に ある児童
 - ※複数の障害がある場合(上肢4級+下肢6級など)は、個々の障害の程度 が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。



次のいずれかにあたるときは、受給できません。

- ①児童が施設などに入所しているとき。
- ②児童が障害を支給理由とする公的年金を受けているとき。
- ③父、母または養育者の所得が、別表5(168ページ)の基準額以上 のとき。(所得基準額以上となった場合は、認定されている方も手当 の支給が停止となります)
- ●手。当額 重度(1級)月53,700円

中度(2級)月35.760円

(令和5年4月1日時点)

- - う
 支給方法 4月・8月・11月に受給者の預金□座に振り込まれます。
- **●申請方法** 次のものを持参してください。
 - ①請求者(父母または養育者)と児童の戸籍謄本(おおむね1カ月以内の もの)
 - ②児童の身体障害者手帳または愛の手帳(お持ちの方のみ)
 - ③所定の診断書(用紙は障害者福祉課にあります)
 - ④請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード
 - ⑤請求者・その配偶者・扶養義務者および対象児童のマイナンバーを証明 する書類
 - ※上記以外の書類が必要となる場合があります。

問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

じどうふようてあて (7) 児童扶養手当(国の制度)

- 養育している方に支給されます。
- 象 次のいずれかにあたる 18 歳に達した年度の末日までの児童(身体障害者 手帳 1~3級、愛の手帳 1・2度および3度の一部程度の障害児は20歳 未満)を扶養している父、母または養育者
 - ①父または母が重度の障害者(身体障害者手帳1・2級程度)
 - ②父母が離婚
 - ③父または母が生死不明または死亡
 - ④父または母が法令により1年以上拘禁されている
 - ⑤婚姻によらないで生まれたなど
 - (支給制限) 本人または扶養義務者の所得が別表5(168ページ)の基準額を超える方
- ●手[®]当[®]額 令和5年4月現在
 - ①児童1人の場合

全部支給 月 44,140 円

一部支給 月 44,130 円~ 10,410 円

②児童2人の場合

全部支給 月 54,560 円

一部支給 月 54,540 円~ 15,620 円

③児童3人以上の場合

3人目以降、1人増すごとに



全部支給 月6,250円加算

一部支給 月6,240円~3,130円

●支給方法

※父、母または養育者の所得により、全部支給と一部支給に区分します。 奇数月に受給者の預金口座に振り込みます。

- ●申請方法 次のものを持参してください。
 - ①請求者(父、母または養育者)と児童の戸籍謄本
 - ②身体障害者手帳(手帳がない方は所定の診断書)
 - ③請求者の口座番号がわかるもの(預金通帳など)
 - ④マイナンバーを証明する書類
 - ※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

といぁ 問合わせ

子育て支援課 子育て支援係

電話 (3546) 5350·5351 FAX (3546) 2129

(8) 児童育成手当 (障害手当) (区の制度)

- **🌣 次のいずれかにあたる 20 歳未満の児童を扶養している父母または養育者**
 - ①身体障害者手帳 1・2 級程度
 - ②愛の手帳 1~3度程度
 - ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症

(**支給制限)** 次のいずれかにあたるときは、受給できません。

- ①児童が施設に入所している。
 - ②児童が心身障害者福祉手当を受給している。
 - ③父、母または養育者の所得が、別表 5 (168ページ) の基準額以上
- 手 当 額 月 15,500 円
 - **▶支給方法** 2月・6月・10月に受給者の預金□座に前月までの4カ月分を振り込み ます。
- ●**申請方法** 次のものを持参してください。
 - ①児童の身体障害者手帳または愛の手帳
 - ②請求者の口座番号がわかるもの (預金通帳など)
 - ③請求者・その配偶者および対象児童のマイナンバーを証明する書類 ※上記以外の書類が必要となる場合があります。

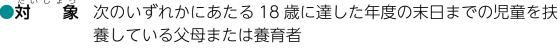
といぁ **問合わせ**

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(9) 児童育成手当(育成手当)(区の制度)

●内 な か な か ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を 養育している方に支給されます。



- ①父または母が重度の障害者(身体障害者手帳 1・2 級程度)
- ②父母が離婚



- ③父または母が生死不明または死亡
- ④父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑤婚姻によらないで生まれたなど

(支給制限) 父母または養育者の所得が、別表5(168ページ)の基準額以上の場合 は支給できません。

- ●**手 当** 額 月 13,500 円
- ●支給方法 2、6、10 月に受給者の預金□座に振り込みます。
- ●申請方法 次のものを持参してください。
 - ①請求者(父母または養育者)と児童の戸籍謄本
 - ②身体障害者手帳(手帳がない方は所定の診断書)
 - ③請求者の口座番号がわかるもの(預金通帳など)
 - ④マイナンバーを証明する書類
 - ※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせ ください。

といぁ **問合わせ**

子育て支援課 子育て支援係

電話 (3546) 5350·5351 FAX (3546) 2129

しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど と せいど (10) 心身障害者扶養共済制度(都の制度)

である方を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、 できずいたがたの精神に基づいた、 任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることによ り、保護者が死亡または重度障害と認められたときは、障害のある方に終 身一定額の年金を支給します。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入するこ とで加入期間が通算される、全国共通の制度です。

- **象** 次の全ての要件を満たしている方
 - ①障害のある方の保護者であること
 - ②都内に住所があること
 - ③特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
 - ④年度初日(4月1日)の年齢が65歳未満であること
 - **(障害者の範囲)** ①身体障害のある方(身体障害者手帳 1 ~ 3 級)
 - ②知的障害のある方
 - ③精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記①または ②と同程度の方 (統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、白閉症、 血友病など)

といあ 問合わせ

(制度に関して)

東京都扶養共済事務センター

〒163-0719 新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 16 階 電話 (3344) 8633 FAX (3344) 8596

(申し込み先)

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(11) 障害基礎年金(国民年金)

- ●内 客 障害認定日に病気やけがで国民年金法施行令で定める障害状態になった 場合に支給されます。

なお、初診日の前々月までに保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あることが必要です(令和8年3月までに初診日のある人は、初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の納め忘れがなければ、受けられます)。

- ②20歳になる前に初診日がある病気やけがで国民年金法施行令で定める 障害となったとき。
- ※障害認定日とは、初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。ただし、1年6カ月を経過した日が20歳前の場合は、20歳に達した日が障害認定日となります。
- ●**支給制限** 次の方は、支給停止になります。

対象②の方で、別表6(169ページ)の一定の所得がある場合

- ●**障害の程度** 国民年金法施行令で定められています。
 - ① 1級 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状 により、日常生活が自分だけでは全くできない程度。
 - ② 2 級 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状 により、日常生活に著しい制限を受けるか、日常生活に著し い制限を加えることを必要とする程度。

※この障害の程度は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

- **年 金 額** 令和 5 年 4 月現在
 - ①障害等級 1級

67歳以下の方 993,750円 (月82,812円)

(昭和31年4月2日以後生まれ)

68歳以上の方 990,750円 (月82,562円) (昭和31年4月1日以前生まれ)

- ②障害等級 2級
 - 67歳以下の方 795.000円 (月66.250円)

(昭和31年4月2日以後生まれ)

68歳以上の方 792,600円 (月66,050円)

(昭和31年4月1日以前生まれ)

- ※ 18 歳未満の子(または障害等級が 1 級・2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子)の生計を維持している場合は次の加算があります。
 - 2人目まで 1 人につき 228,700 円
 - 3人目以降 1人につき 76,200円
- **●支 袷 月** 偶数月の 15 日にそれぞれ前 2 カ月分を支給します。



といぁ **問合わせ**

保険年金課 年金係

電話 (3546) 5371 FAX (3248) 1322

中央年金事務所 お客様相談室

〒104-8175 明石町 8-1 聖路加タワー 1階

電話 (3543) 1411 代

(12) 特別障害給付金(国民年金)

- ●対 家 下記①または②に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に 初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者
 - ※ 65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。
 - ※障害基礎年金、障害厚生(共済)年金を受給することができる方は対象 になりません。
- ●支給制限 次の方は、支給停止になります。

別表6(169ページ)の一定の所得がある場合

- ●**障害の程度** 国民年金法施行令で定められている障害基礎年金 1 級相当または 2 級相当
 - ※この障害の程度は、身体障害者手帳の等級とは異なります。
- ●給付金額 令和5年4月現在
 - ①障害基礎年金 1級相当 月額 53,650 円
 - ②障害基礎年金 2級相当 月額 42.920 円
- **●支 給 月** 偶数月の 15 日にそれぞれ前 2 カ月分を支給します。

問合わせ

保険年金課 年金係

電話 (3546) 5371 FAX (3248) 1322

中央年金事務所 お客様相談室

〒104-8175 明石町 8-1 聖路加タワー1階

電話 (3543) 1411 代

(13) 障害厚生年金(厚生年金)

- - ①厚生年金保険に加入中の病気やけがについて初診日があること。
 - ②障害認定日において、下記の障害の程度に該当していること。 ただし、認定日において障害の程度に該当しない場合でも、そ の後障害が重くなり、65歳の誕生日の前々日までに該当した ときを含みます。



- ③初診日の前日において、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。
- ●障害の程度 厚生年金保険法施行令で定められています。
 - ① 1級 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状により、日常生活が自分だけでは全くできない程度。
 - ② 2 級 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状 により、日常生活に著しい制限を受けるかまたは日常生活に 著しい制限を加えることを必要とする程度。
 - ③3級 労働が著しい制限を受けるか、労働に著しい制限を加えることを必要とする程度。

※この障害程度は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

- ●年 金 額 障害の程度により、1級から3級まで分かれていて、被保険者であった期間などにより算出します。
- ●障害手当金 3級の障害よりやや軽い程度の障害が残ったとき、傷病が初診日から5年以内に治った場合一時金として支給されます。ただし、障害年金を受けるために必要な保険料納付要件を満たしていることを要します。
 - ①支給制限 他の公的年金等を受けているか、受ける権利がある場合、または労災 などの障害給付を受ける場合は支給されません。
 - ②手当額 (一時金) 被保険者であった期間などにより算出します。 (最低保証額 1,192,600 円 令和5年4月現在)

といあ

中央年金事務所 お客様相談室

〒104-8175 明石町8-1 聖路加タワー1階

電話 (3543) 1411 (代)

